

太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

教育委員会規則第 1 号

太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

太子町教育委員会行政組織規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（管理課の分掌事務）

第 8 条 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 庶務係

- ・ 教育委員会（以下「委員会」という。）の会議に関する事。
- ・ 委員会の条例、規則等の制定、公布、改廃整備等に関する事。
- ・ 県教育委員会、他の市町教育委員会との連絡調整に関する事。
- ・ 公印に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ・ 課の文書、庶務に関する事。
- ・ 教育行政施策の企画調整に関する事。
- ・ 教育行政に関する相談に関する事。
- ・ 事務局職員を除く町費職員の任免、給与その他人事、服務、福利厚生等に関する事。
- ・ 事務局職員及び町費職員の公務災害に関する事。
- ・ 寄附採納に関する事。
- ・ 教育物品の管理及び処分に関する事。
- ・ 公立学校共済組合に関する事。
- ・ 学校給食に関する事。
- ・ 学校施設等の整備計画、補修工事、管理及び保全に関する事。
- ・ 学校施設等の実態調査、施設調査の整備に関する事。
- ・ 学校施設等に係る国庫補助・起債手続等に関する事。
- ・ 町有建物の営繕工事の設計及び施工に関する事。

(2) 学校教育指導係

- ・ 学校経営、学級編成に関する事。
- ・ 生徒指導、不登校に関する事。
- ・ 教育相談に関する事。
- ・ 特別支援教育に関する事。
- ・ 教育課程に関する事。
- ・ 県費負担教職員の研修に関する事。
- ・ 校園所長会及び学校の行事調整に関する事。
- ・ 県費負担教職員の定員に関する事。
- ・ 学校保健に関する事。
- ・ 教科書、その他教材の採択に関する事。
- ・ 食育に関する事。
- ・ 情報教育に関する事。

(3) 学事係

- ・ 就学、入学、転学事務に関する事。
- ・ 特別支援児童等就学援助に関する事。
- ・ 日本スポーツ振興センターに関する事。
- ・ 要保護、準要保護援助に関する事。
- ・ 学校の設置及び廃止に関する事。
- ・ 学校基本調査等学校教育に係る調査統計に関する事。
- ・ 学齢簿に関する事。
- ・ 通学路及び通学区域に関する事。
- ・ 県費負担教職員の任免、給与その他人事、服務、福利厚生等に関する事。
- ・ 県費負担教職員の公務災害に関する事。
- ・ 学校施設の目的外使用に関する事。
- ・ 揖龍教育委員会連絡協議会に関する事。
- ・ 表彰に関する事（叙位・叙勲を含む。）。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。